別表 (第11条関係)

1 事業者に関する基準

- (1) 法人であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 法人及びその役員が、春日井市暴力団排除条例(平成 23 年春日井市条例 第 28 号)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を 有する者でないこと。

2 端末等に関する基準

- (1) 主として端末を保有する者の位置情報を把握することを目的とするものであること。
- (2) GPSを利用して家族等が端末の位置情報を取得する機能を有すること。
- (3) 高齢者が容易に携帯できる大きさ及び重さであること。

3 問い合わせ窓口に関する基準

端末及び位置情報取得に関する操作方法等について、対象者から直接電話等による問い合わせができる窓口を設置していること。

4 助成金の請求等に関する基準

市が支給する助成金について申請者の委任を受け、その助成金に係る変更申請、請求及び受領を行うこと。

5 助成対象者との契約に関する基準

- (1) 助成対象者決定通知を受領後、速やかにGPS端末等を利用することができるよう助成対象者と契約すること。
- (2) 助成対象者決定通知を受領後、やむを得ない事由により助成対象者と契約できないときは、速やかに市に報告すること。

6 利用状況の報告に関する基準

市の求めに応じて助成対象者の利用状況を報告すること。